

山形労発基 0926 第6号
令和6年9月26日

事業者団体各位

山形労働局長



山形県最低賃金の改正に伴う周知・広報依頼について

労働行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善に重要な役割を果たしているところですが、本年度の山形県最低賃金（地域別最低賃金）について、時間額955円（10月19日発効）とする改正が行われました。

つきましては、貴団体が発行されている機関紙・誌及びホームページ等に、別紙により掲載くださるよう御依頼いたします。

また、改正最低賃金額に係るポスター及び周知用リーフレットも送付いたしますので御活用願います。

おって、最低賃金に関する機関紙・誌等への掲載予定について、大変お手数ですが、（別添様式）により令和6年10月31日（木）までに当局労働基準部賃金室あて御連絡くださるようお願いいたします。



最低賃金引上げの支援策

～最低賃金改定前の申請をご検討ください～

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った**中小企業に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30万円～130万円
45円コース	45万円～180万円
60円コース	60万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5名の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

活用のポイント

賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画を作成
- ・中小企業が利用できる
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決まる
- ・設備投資等は、交付決定を受けた後

業務改善助成金

検索



キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

3%以上5%未満増額改定した場合

5万円

5%以上増額改定した場合

6万5,000円

1人当たりの助成額（大企業の場合は2/3）
1事業所あたりの上限は100人分

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

活用のポイント

賃上げ

- ・賃金規定等の改定キャリアアップ計画を作成
- ・中小企業と大企業が利用できる
- ・助成額は、1人当たり定額
- ・最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象

キャリアアップ助成金

検索



職場での新しい働き方は始めていますか？

それ！全部まとめて専門家にご相談！

- 人材の確保とか
- 働く環境をよくするとか
- 同一労働同一賃金とか
- 生産性向上とか
- 助成金の活用の仕方とか

会社のチカラをビルドアップ！

山形働き方改革推進 支援センター

相談・支援無料



0800-800-3552

FAX

023-664-1114

X



働き方特設サイト



相談申込



該当する箇所に☑を入れてください。

相談 申 込 書	会社名	担当者		(所属)	(氏名)
	住所	〒			
	電話番号	()	メール		
	希望の相談方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> センターへ来所 <input type="checkbox"/> 会社訪問 <input type="checkbox"/> オンライン			
相談 内 容	<input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金 <input type="checkbox"/> 労働時間の管理 <input type="checkbox"/> 長時間労働の是正（時間外労働の上限規制） <input type="checkbox"/> 年次有給休暇取得促進 <input type="checkbox"/> 就業規則 <input type="checkbox"/> 36協定 <input type="checkbox"/> 生産性向上による賃金引上げ <input type="checkbox"/> 助成金 <input type="checkbox"/> 仕事と家庭の両立支援 <input type="checkbox"/> 兼業・副業 <input type="checkbox"/> ハラスメント防止 <input type="checkbox"/> 女性活躍 <input type="checkbox"/> その他 ()				

※労務専門の社会保険労務士が無料でコンサルタントいたします。ご相談・お問合わせ内容は秘密厳守いたします。

必ずチェック!

最低賃金!

働く人と雇う人のための
ルールです!

山形県 最低賃金

令和6年
10月19日から
時間額

955 円

前年比
55円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
山形労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



山形労働局 検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金 最大
600万円を
助成



「最低賃金制度」は、 働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額） を保障する制度のことです！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。

確認の方法は？

(※1)
確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	時間給 円	≧	最低賃金額(時間額) 円
2 日給の場合	日給 円	÷	1日の平均所定労働時間 時間
3 月給の場合	月給 円	÷	1か月の平均所定労働時間 時間

4 上記 1, 2, 3 が
組み合わせざっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給(日給) → 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) → 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精進動手当、通勤手当および家族手当
(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の
地域の最低賃金を
チェックしましょう！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を
積極的に活用しましょう。

業務改善助成金 最大 600万円を助成

業務改善助成金
コールセンター ☎. 0120-366-440

「業務改善助成金」とは

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

詳しくは、こちら [業務改善助成金](#) [検索](#)

支給の要件

- 1 事業場内最低賃金の引上げ
- 2 引上げ後の賃金額の支払い
- 3 生産性向上に資する機器・設備などを導入
- 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金 支給までの流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出 [審査](#)
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出 [審査](#)
- 4 支給

専門家による無料相談を実施
賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。
[詳しくはこちら](#) [働き方改革推進支援センター](#) [検索](#)

働き方改革推進支援資金
日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
[詳しくはこちら](#) [働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)